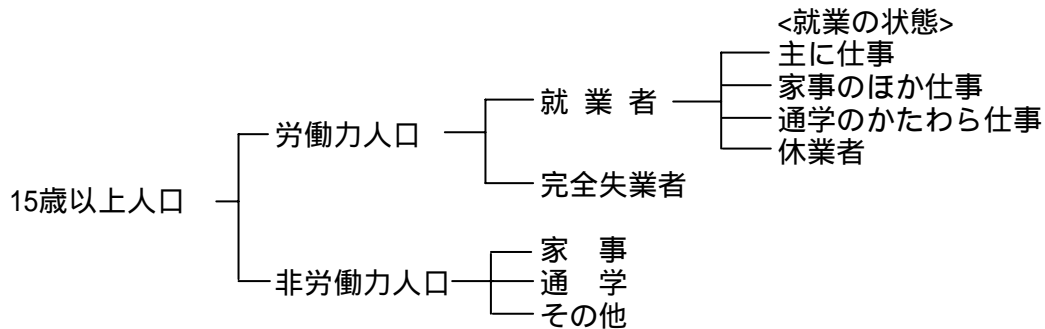


用語の解説

労働力状態

15歳以上の人について、平成17年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。



労働力人口

就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。

- (1) 勤めている人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合
- (2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めていません。

- 主に仕事 …………… 主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合
家事のほか仕事 …… 主に家事などをしている、そのかたわら仕事をした場合
通学のかたわら仕事… 主に通学している、そのかたわら仕事をした場合
休業者 …………… 勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は、勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

完全失業者

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

$$\text{労働力率} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口}} \times 100$$

「労働力人口」及び「15歳以上人口」には、労働力状態「不詳」を含めない。

従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしてきた事業所における状況によって、次のとおり区分したものです。

雇 用 者

会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

常 雇

期間を定めずに又は1年を超える期間を定めて雇われている人

臨 時 雇

日々又は1年以内の期間を定めて雇用されている人

役 員

会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

自 営 業 主

個人で事業を営んでいる人をいい、個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や、開業医・弁護士・著述家、家政婦などの家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人など

家族従業者

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

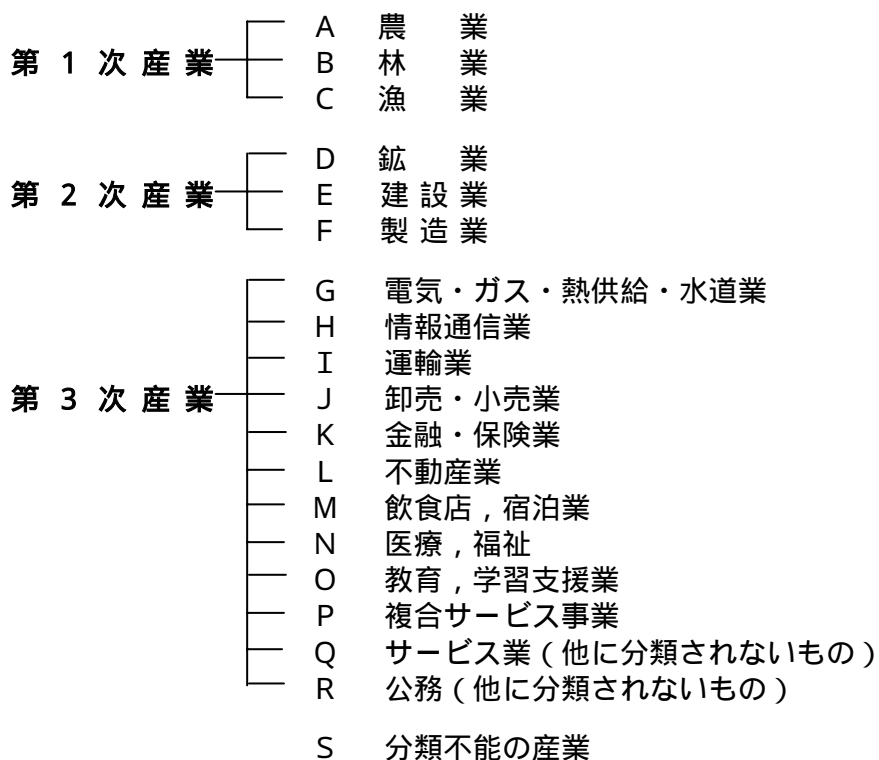
産 業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類したものをいいます。

なお、仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によっています。

平成17年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成14年3月改訂）を基に、平成17年国勢調査の集計用に再編成したもので19項目の大分類、80項目の中分類、228項目の小分類から成っています。

なお、本資料の産業(3部門)の区分は、大分類を次のように集約したものです。



$$\text{産 業 別 割 合} = \frac{\text{産 業 (3 部 門、 大 分 類) 別 就 業 者 数}}{\text{就 業 者 総 数}} \times 100$$